

平成25年10月24日

各課長等

うきは市長 高木典雄

平成26年度予算編成方針について

このことについて、下記のとおり予算編成方針を定めたので、これに基づき諸般の事務を進められたい。

記

● 平成26年度予算編成方針

1. 総括的事項

安倍内閣の骨太2013は、「再生の10年」実現に向けデフレ脱却・日本経済再生を目指すとしている。そして、地方税収がまだ十分な水準まで回復していない地方財政においては、国において必要な財源を確保するとしながらも、地方財政の健全化と自立を促している。

私たち基礎的地方公共団体は、今後ますます限られた財源の中で責任ある行財政運営を果たしていかなければならない。

平成26年度は、本市にとって合併10年目の節目にあたり、これからの「うきは市」を見据えた諸課題に取り組んでいくことになる。

まず、第一に昨年の豪雨災害からの復旧・復興である。一日も早く市民の方が災害から立ち直れるよう、引き続き最優先課題として取り組む。

また、新たな地域コミュニティ組織の着実・円滑な運営に万全を期し、長寿化・少子化・人口の減少等地域を取り巻く諸課題に対し積極的な施策を行う必要がある。

本市の財政状況は別紙のとおりであるが、歳入において平成27年度より合併特例による地方交付税加算が漸減し、平成32年度は現行より6億円の減となる見込みであるが、それに見合う税収等の増加は見込まれない。一方、歳出は、社会保障に要する扶助費及び起債償還費が増加しており、一層の計画的財政運営が求められている。

このような状況の中、前述の課題に対応しつつ、うきは市総合計画の後期計画に基づき、『行政と市民が一緒に考え、一緒に動き、一緒に創る』つながるうきはを実現するためには、多様化する行政需要の中で、真に緊急性・重要性が高い課題を定め、重点的に取り組んでいかなければならない。

そこで、平成26年度においては、以下を特に重点課題と定め、予算編成を進めることとする。

- 人を育む教育・文化の充実
- 災害復旧・復興事業
- 協働のまちづくりの中心となる新しい地域コミュニティの確立
- 尊厳とやすらぎのある火葬場の統合新設
- 保育所の円滑な統廃合と、安心して子育てができる子育て支援の充実
- 高齢者や障がいのある人が、安心して暮らせる支え合いの地域社会の推進
- 地域の資源を活かした、地下水保全とダム放流水を活用した中小水力発電等の再生可能エネルギーの導入
- 6次産業化・農商工観光連携等の取り組みにより、持続可能で元気な農業経営をつくとともに、魅力ある地域産業の振興
- 滞在型観光資源である温泉地域の活性化
- 地域のニーズに応じた地域公共交通の再整備
- 安全・安心なまちづくりに向けた防災・減災事業
- 市民との対話を通して開かれた市政の推進

なお、予算編成に当たっては、現下の社会・経済情勢や財政状況を踏まえ、

- ① 各課においては一般財源所要額を圧縮すべく、事務事業の全般的な見直し
- ② 事業については、限られた財源で最大の効果を得るべく市民のニーズを踏まえた真に必要なものを、最大限の効率の上がる方法で実施すること
- ③ 税等の収入の確保、受益者負担の適正化等による財源の確保に努めることとする。

2. 歳入に関する事項

歳入については、総括的事項に基づき、以下の事項に特に留意することとする。

- (1) 市税については、経済情勢・税制改正等を勘案し、確実かつ妥当な収入額を計上し、税負担の公平を期するため課税客体の捕捉もれがないよう努めること。
- (2) 国・県補助金については、情報収集に努め、新たな事業を見込む場合、特に十分な利活用を行い、確実な額を計上すること。特に国の「社会資本整備総合交付金制度」については、その内容を確実に把握すること。
- (3) 起債については、後年度の財政負担を考え、適債事業のうち交付税措置のあるものを選択すること。合併特例事業債については企画調整係・財政係との事前協議を行い、計上すること。
- (4) 各種基金の繰入れについては、事業ごとの単なる財源不足による繰入れは行わないこと。
- (5) 広告収入、国内クレジット制度の活用、不用資産の処分など、あらゆる可能性を検討し、歳入の増加を図ること。
- (6) 各科目を通じて、過大な見積りを避け、適正な収入額を計上すること。

3. 歳出に関する事項

歳出の計上に当たっては、課等ごとに全ての事業について、再度精査を行い、全ての経費の積算を正確に明示するとともに、必要性、緊急性、行政効果などに欠け

る経費は計上しないこと。【消費税の改定分に注意すること】

(1) 経常経費

経常経費の見積りについては、ゼロベースで徹底した見直しを行い、予算要求額は、課等ごとに前年度を上限とする。その際、以下の事項については、確実に遵守することとする。

- ① 職員給は、平成26年1月1日現在の職員数・給与を基礎に、退職・採用を考慮のうえ計上すること。また、非常勤職員の人件費については、単価の改定が予定されていないものは、現行単価で計上すること。
- ② 旅費、需用費、委託料などの物件費については、特に見直しを行い、削減を図ること。また、食糧費については、会食等は計上しないこと。

(物件費削減の具体例：

ア 印刷製本については、内部印刷とすること又は「広報うきは」への掲載に代えること。

イ 車借上料については、市所有車両の活用を図ること。

ウ 旅費については、出張の必要性を精査するとともに、公用車の使用を図ること。

エ 委託料については、入札・見積り合わせを実施すること。

オ 消耗品・光熱水費については、省エネの徹底等を図ること。)

- ③ 賃金については、その配置・採用・単価について、事前に人事係了解分についてのみを計上すること。【臨時職員等任用調書（様式を変更している）：人事係締め切り11月末日】
- ④ 維持補修費については、施設の維持補修を計画的に行うことによって、単年度の多大な負担を避けること。
- ⑤ 指定管理料については、指定管理者制度の本旨に鑑み、計上すること。
- ⑥ 備品購入費については、使用に耐えない買い替え備品のみを計上すること。
- ⑦ 補助費等については、23年度に行った行政改革推進委員会における補助金見直しの趣旨に則し、これを上回ることはないこと。新規に補助金等を設ける場合は、特に留意すること。また、研修会等における懇親会参加負担金への公費支出につ

いては、これを認めない。

⑧ 特別会計への繰出しについては、繰出基準内の繰出しを原則とする。

(2) 投資的事業

① 投資的事業に当たっては、うきは市総合計画の実施計画との整合性を確保するとともに、事業内容については、必要性、緊急性、経済性、将来の維持管理費、受益者負担等の諸事情を検討したうえで、計上すること。

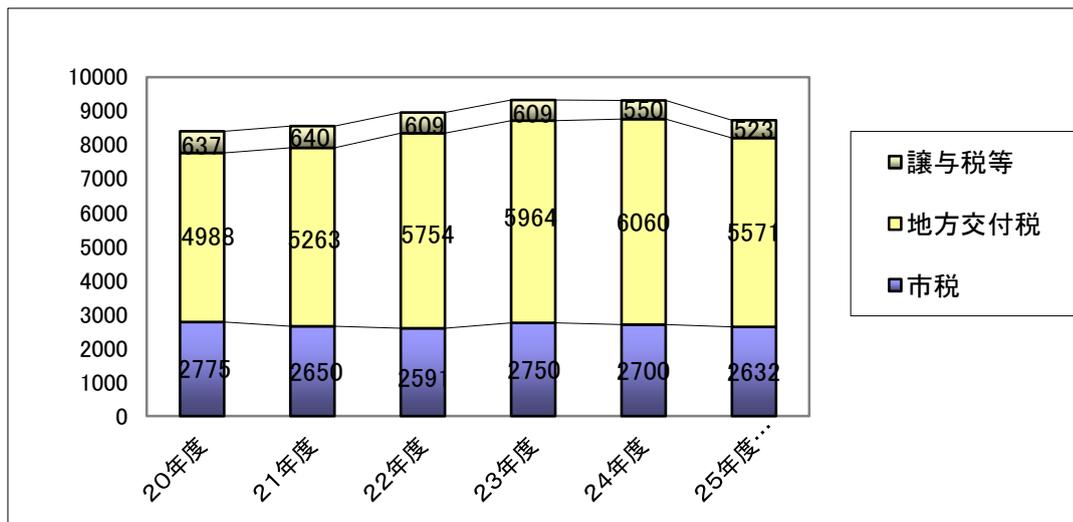
② 国・県営事業、国・県補助事業の利用促進を図ること。

③ 単独事業については、優先順位を付し、適債事業の導入を図ること。(起債事業については、事前に財政協議のこと。)

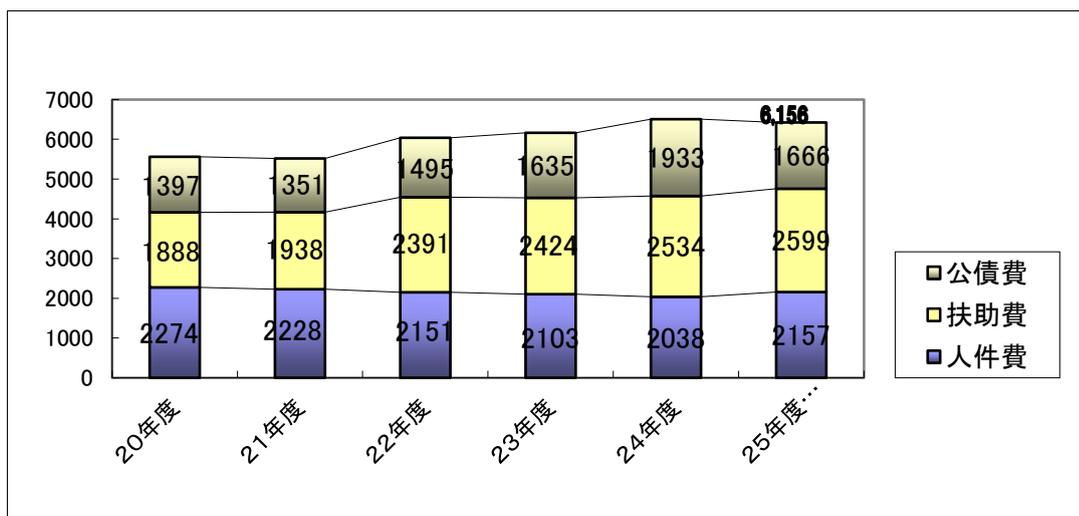
④ 施設・設備の主なものについては、別途年次計画を作成の上、計上すること。
(例年計上している単独事業(営繕工事費等)については、平成25年度予算の一般財源を上限として要求すること。)

4. 債務負担行為

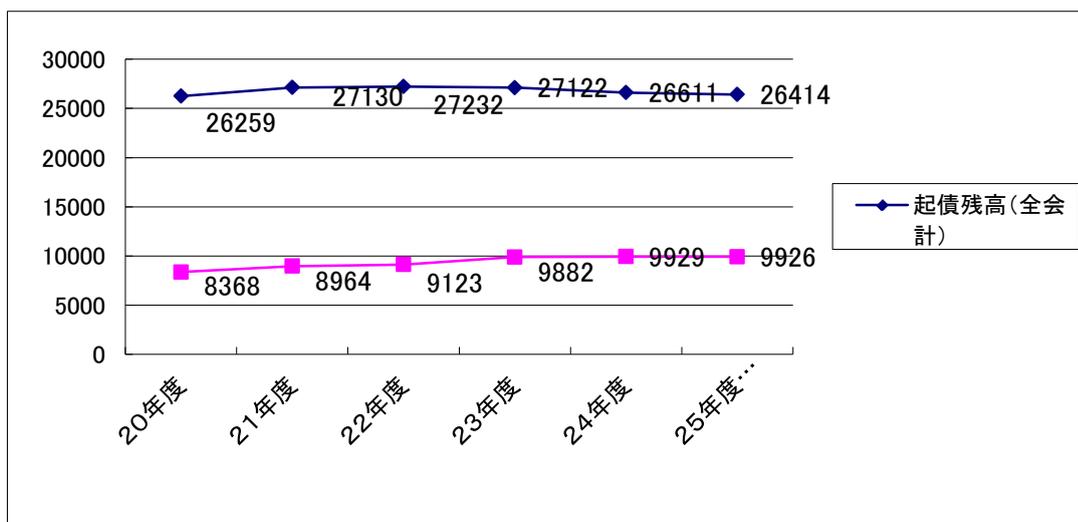
後年度の財政負担の増大を避けるため、債務負担行為の設定に当たっては、慎重を期し、安易な設定は行わないこと。



(単位:百万円)



(単位:百万円)



(単位:百万円)